

## 75歳以上の方（一定の障がいがある65歳以上の方） 後期高齢者医療制度が始まります

平成20・21年度の保険料率をお知らせします

### 後期高齢者医療制度は

4月から始まります

平成20年4月から、現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が始まります。

### 後期高齢者医療制度の主なポイント

- ・被保険者一人一人が、負担能力に応じて公平に保険料を支払うこととなります。
- ・被保険者証が一人に1枚ずつ交付され、医療機関で診療を受けるときは、この被保険者証のみを提示することになります。
- ・医療機関の窓口での自己負担割合は、現行の老人保健制度と同じく1割（現役並み所得者は3割）です。
- ・医療保険と介護保険のサービスを両方利用して自己負担が著しく重くなる方々の負担を軽減します。

この制度の対象となる被保険者は、75歳以上の方です（65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定された方も対象となります）。

制度の運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収や各種申請、届出などの窓口業務は市が行います。

### 仕組みは？

医療給付等に必要な財源は、患者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除くと、被保険者の保険料（1割）と、国や道、市町村からの公費（約5割）、現役世代からの支援金（約4割）で構成されます。保険料は、被保険者ごとに算定され、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額（以下「均等割額」）」と、「所得に応じて負担する「所得割額」」に区分されます。

### 保険料率は？

均等割額と所得割率からなる「保険料率」で計算されます。【表1】

平成20・21年度の北海道の保険料率は年間、

均等割額が4万3千143円

所得割率が9・63％に決まりました。

### 軽減と減免は？

所得が低い世帯の被保険者は、世帯全体の総所得金額等の状況に応じて、均等割額が軽減されます。【表2】

また、加入する前日まで、

被用者保険の加入者に扶養されていた方は、これまで保険料の負担がなかったことから、激変緩和のため、2年間、所得割がかからず、均等割額が5割軽減されます。なお、これらの方は、平成20年度は特例として保険料を9月まで徴収せず、その後の半年は均等割額の1割、2千100円の負担となります。

そのほか、災害などで重大な損害を受けたときや特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な

方は、広域連合に申請することで、保険料が減免される場合があります。

### 納める方法は？

保険料は、原則、介護保険料と同様に、年金から自動的に納付されます。

ただし、年金受給額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、市の条例で定める納期ごとに、納付書などの方法で納めることとなります。

### 年間の保険料額は？

次ページの表3を参考にしてください。

なお、保険料の年間の限度額は、50万円となっています。

### 国民課医療給付係

☎(24)2111内線467・321番

北海道後期高齢者医療

広域連合

☎011(290)5601番  
☎011(290)5602番

### 受けられる給付で申請が必要なものは？

後期高齢者医療制度では、病気やけが、死亡に関して給付を行います。申請が必要なものもあります。

病気やけがでかかった医療費が高額になった場合に自己負担限度額を超えた分が給付される高額療養費や、被保険者が死亡した場合に給付される葬祭費などで、現行の国保や老人保健制度と基本的には同じです。

また、新たに「高額介護合算療養費制度」という仕組みが設けられ、医療でかかった自己負担と介護保険サービスの利用者負担の合計額が著しく高額になる場合に、その世帯の負担を軽減します。

これらの給付を受けるには、現行の老人保健制度と同じく、担当窓口へ申請してください。

## 表1 「保険料額の求め方」

均等割額43,143円+所得割額(総所得金額等-基礎控除額33万円)×所得割率9.63%

保険料額に100円未満の端数が出た場合、その端数は切り捨てます。

## 表2 「均等割額の軽減」

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減額(軽減割合)	均等割額
33万円	30,201円(7割軽減)	12,942円
33万円+(24万5,000円×世帯に属する被保険者数 (被保険者である世帯主は除く。))	21,572円(5割軽減)	21,571円
33万円+(35万円×世帯に属する被保険者数)	8,629円(2割軽減)	34,514円

※ 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得の金額から特別控除として15万円を差し引いた額を総所得金額等として判定します。

※ 世帯主が被保険者ではない場合でも、その世帯主の所得は、軽減の判定の際の対象となります。

## 表3 「平成20・21年度における個人の後期高齢者医療保険料額の試算(年額)」

この表は、年間の保険料額がどの程度になるかを試算したものです。被保険者それぞれの保険料は、平成20年4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

### 例1) 1人世帯の場合

所得 (参考:年金収入のみ)	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	180万円 (300万円)	225万円 (350万円)	262.5万円 (400万円)
保険料額	12,900円	79,700円	136,500円	184,700円	228,000円	264,100円

### 例2) 夫婦2人世帯の場合

		①	②	③
所得 (参考: 年金収入のみ)	夫	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)
	妻	0円 (50万円)	0円 (50万円)	0円 (50万円)
保険料額	夫 妻	12,900円 12,900円	79,700円 34,500円	136,500円 43,100円

※夫婦2人世帯の場合、夫の年金収入の額で判定すると、収入が168万円以下は7割軽減、192万5千円以下は5割軽減、238万円以下は2割軽減です。  
※表2の判定方法により、①は30,201円、②は8,629円が軽減されています。

障がい認定を受けている  
老人保健受給者の移行

老人保健制度の適用を受けている方は、現在加入している健康保険をやめて、平成20年4月から後期高齢者医療に移ります。

ただし、65歳から74歳までの方で、一定の障がいがあり市町村から認定を受けて老人保健受給者となっている方は、本人の希望により後期高齢者医療へ移らないこともできます。移らないことを希望する方は、平成20年3月31日までに医療給付係で手続きしてください。

なお、4月に支給される年金から保険料が差し引かれることがあります。その場合は後日お返しします。

移った場合と移らなかった場合でどちらが有利になるのかは、一人一人の状況によって異なります。医療費や保険料の負担などを考えて判断してください。

岡市民課医療給付係

☎(24)2111内線467・321番

国民健康保険からのお知らせ

70〜74歳の医療費自己負担の見直し

高齢受給者証をお持ちの方で、医療機関を受診したときにお支払いいただく自己負担が現在1割の方は平成20年4月から2割負担になることをお知らせしていましたが、平成21年3月までの1年間、1割に据え置かれることになりました。

交付されている高齢受給者証の有効期限は平成20年3月31日となっていますので、3月末までに新しい受給者証(有効期限は平成20年7月31日まで)をお送りします。

※ただし、現在自己負担割合が3割の方、後期高齢者医療の対象となる一定の障がい認定を受けた方は除きます。

岡市民課国民健康保険係

☎(24)2111内線232・233番